



ほけんだより



NO.7
よんしょう
四小
ほけんしつ
保健室
れい わ
令和2年10月1日

運動会おつかれさまでした。今年の運動会はいつもと違う形での開催でしたが、一生懸命練習した成果が発揮され、みんなのかわいい姿をたくさん見ることができました♪とても素敵な運動会でしたね。

10月は、昼間と朝晩の気温差が大きい時期なので、体調を崩しやすくなります。栄養をしっかりと、早ね早起きを心がけて、体調を崩さないように気をつけましょう。



目大切にしていますか？



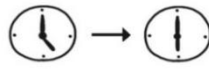
目からのきよりに注意!



●つくえ・本・テレビなどに目を近づけすぎない



●まがみは目にかからないようにする

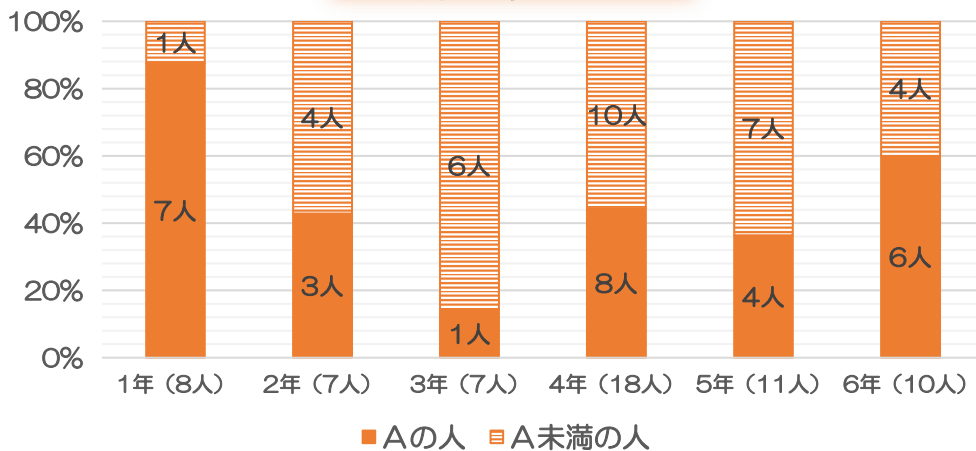


●テレビやゲームは時間をきめて、それを守る



●ときどき遠くをみるなどして、目を休ませる

視力検査結果



- A: 1. 0以上
- B: 0. 9 ~ 0. 7
- C: 0. 6 ~ 0. 3
- D: 0. 3未満



視力がA未満の人には、眼科検診受診後(10/9以降)に受診勧告を配布します。

お医者さんで診てもらいましょう!



インフルエンザに係る治癒証明書の扱いについて

例年、群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書を学校に提出していただいております。

今般の新型コロナウイルス感染症においては、いまだ終息の兆しが見えず、今冬のインフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されることから、群馬県学校保健審議会感染症専門委員会が開催され、令和2年から令和3年のインフルエンザ流行期におけるインフルエンザに係る治癒証明書の扱いについて検討がなされました。

つきましては、今年度のインフルエンザに係る治癒証明書の扱いは、下記のとおりとします。

① 令和2年から令和3年のインフルエンザ流行期におけるインフルエンザに係る治癒証明書の扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、治癒証明書の提出は求めない。

※ 次回流行期以降については、今後検討する。

② インフルエンザにおける療養報告書の提出について

治癒証明書に替えて、保護者が記入する療養報告書を学校に提出する。

※ ただし、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となる。



別紙「インフルエンザにおける療養報告書の提出について」にて、インフルエンザと診断された際の対応・手順等、詳細が載っております。そちらも併せてご覧ください。



貸し出し用上履きの返却をお願いします

四小では、上履きを忘れてしまった児童に対し、職員室で上履きの貸し出しを行っております。ここ最近、上履きの返し忘れが多く見られ、貸し出し用の上履きの数がかなり減ってしまいました。

学校で上履きを借りた際は、家庭で洗った後、必ず返却していただきますよう、よろしくお願いいたします。

